

ぎょうせい立川

東京都行政書士会立川支部報 28年度第2号

東京都行政書士会立川支部

事務所：立川市高松町3-14-11-304

電話：042-521-6621

FAX：042-521-6623

発行人：大瀧一彦

編集委員：樋口健次、鈴木祐二

発行日：平成28年12月1日

2016年を振り返って ～ 感謝そして飛翔へ ～

支部長 大瀧 一彦

立川支部会員の皆様には、支部活動や支部運営において、多大なご協力とご理解を賜り、お陰様にて支部事業も円滑に着実に進捗できておりますことにつき、厚く御礼を申し上げます。

2016年（平成28年）は、国内外共に大きな行事や出来事がありました。国際的には4年に一度開催されるオリンピック・パラリンピックがブラジルで行われました。日本選手団の活躍は、私達に大きな歓喜と感動をもたらしてくれました。そして2020年に開催される東京大会での日本選手の活躍を、期待とともに約束させるものでした。

立川支部での特筆すべき行事としては、毎年、多摩地区の10支部において輪番により開催されております「多摩地区支部長懇話会」を、10年ぶりに立川支部が主催支部として担当しました。この催しは多摩地区各支部の役員の方々が互いの親睦を深め、支部間の友好を育む趣旨で行っております。その歴史は古く大凡40余年の歳月を数えます。立川支部が開催担当支部として運営するにあたり、半年以上の期間を掛け、運営スタッフとして参加頂いた役員各位の卓越した企画力と執行力により、参加者の皆様から大きな評価と称賛の声を頂きました。改めて心より厚く御礼を申し上げる次第です。

立川支部は、会員が事務所を構える立川市・国立市・武蔵村山市・東大和市の各市役所と連携し共同してできる事業を積極的に行っております。特に毎年秋季行事として行っている街頭無料相談会や広報月間PR活動に多大なご協力を頂いております。今年もそれらの事業の実施により、十分な成果を揚げつつ一連の事業を終了したことに、各市役所のご担当者様のご協力に対し厚く御礼を申し上げるとともに、会員の皆様に感謝申し上げます。今後とも、より一層地域や地区において、行政機関や住民の皆様へ行政書士の事業に理解と浸透を深め、且つ行政書士の活動の幅を広げるべく地元密着型事業の展開を計ることが、私共行政書士が果たせる役務の確保に一層繋がるものと考えております。

今後とも、会員の皆様から更なるご協力を賜ることをお願い申し上げますとともに、来る2017年が皆様にとって素晴らしい年になることを心よりご祈念申し上げます。



多摩地区支部長懇話会 開催報告

多摩地区支部長懇話会開催実行委員会委員長 山口幹夫

日時 : 平成28年 9月17日(金)
場所 : 【第一部 見学会】 東京地方裁判所 立川支部
【第二部 懇親会】 立川グランドホテル

去る9月17日(金)に多摩地区支部長懇話会が開催されました。今年の幹事支部は我々立川支部でした。今年は例年とは異なり、平日に開催をして、立川にある代表的公共施設である東京地方裁判所立川支部で裁判所見学を行いました。その後、立川グランドホテルで懇話会を行いました。

【第一部 裁判所見学】



裁判所見学では、刑事裁判を傍聴しました。書店での万引きという窃盗事件についての裁判でしたが、裁判のスタートから、判決の直前の被告人質問まで、裁判のほとんどの流れを傍聴することができました。

裁判員裁判の説明と、法服着用体験もあり、裁判所を満喫することができました。

【第二部 懇親会】



第二部では、当支部から12名、来賓の方々を含めて他支部から36名の参加をいただき、総勢48名で、立川グランドホテルにて懇親会を行いました。

それぞれの支部の参加者にご登壇いただき、多摩地区の支部が何を想い、どのような活動がされているのか、それぞれ発表していただきました。

平成28年度 行政書士ADRセンター東京 支部担当者会議の報告

平成28年11月1日に行政書士会館地下講堂で開催された、平成28年度行政書士ADRセンター東京（以下ADRセンター）、支部担当者会議の報告をいたします。

支部担当者 樋口健次

【ADRセンターの活動概要】

ADRセンターでは、東京都内における以下4つの専門分野に関するトラブルの調停を扱っている。

- ①外国人の職場環境・教育環境
- ②自転車事故
- ③ペット
- ④賃貸住宅の敷金返還・現状回復

今年度前半期における問い合わせ件数は昨年度並みであるが、受理件数、調停件数について通期では過去最高の実績になる予想である。受理件数について、他の認証紛争解決事業者と比較しても他の士業平均や全事業者の平均を大きく上回っている。

【各分野の活動内容と課題】

- ①外国人の職場環境・教育環境

認知度アップを図り、「文化的価値観の相違に起因して」の条件の「全般」への拡大を目指す。

- ②自転車事故

警察署、区役所等行政機関からの紹介が増加しているが、さらなる広報活動を強化する。

- ③ペット

行政の相談窓口からの紹介が増加しているので、積極的な情報発信による安定的な調停件数を目指す。

- ④賃貸住宅の敷金返還・現状回復

都庁、宅建協会、消費者センター等との連携をさらに強化し、賃貸住宅問題全般への取り扱い範囲拡大を目指す。

その他、対話促進型調停の調停技法を相談技法として普及促進させる活動を実施している。すでに研修センター、市民相談センターとの共催で「相談員養成講座」や「行政書士のための相談業務マスター講座」を実施しており、日々の業務に積極的に生かすことができる会員を増やすことを目指している。

また、同技法を応用して学校現場の諸問題の解決をサポートするため、教員向けコミュニケーションスキルアップ講座の実施・相談事業などを今年度から始めている。

【各支部に対して】

各支部に対しては、取扱い4分野の情報提供等の支援を実施、相談案件の紹介を求めるとともに、相談技法を無料市民相談などの支部活動に活用できるよう、要請があれば支部内での相談員研修会等への講師派遣を行っている。すでにいくつかの支部に対する実績もある。

学校問題解決サポートについても講師の派遣等の支援を実施できるので、支部活動として検討願いたい。

支部担当者会議に引き続き、会員向け公開講座「～ADRセンターの調停を知ろう～外国人の労働環境・職場環境に関する公開模擬調停」が開催され、対話促進型調停の紹介講義と実技体験を行ったのちに、公開模擬調停が開催されました。転勤の辞令を受け入れない外国人と会社役員との調停を対話促進型調停とそうでない調停との比較を解説を交えながら分かり易く学習することができました。

ADRセンターの活動内容と利用できる範囲や条件を理解したことで、相談者に対して紛争解決の手段として必要に応じADRセンターの利用を案内することができるだろうと思います。また、対話促進型調停の手法は無料相談会等での活用はもとより、日々の問い合わせから始まるクライアントとの会話においても大いに活用できるものと実感しました。

行政書士広報強化月間街頭無料相談会を開催しました

本年も、10月1日から11月15日までの「行政書士広報強化月間」の恒例行事、街頭無料相談会を開催しました。

残念ながら、立川市役所を除き、例年より相談者数が減少しております。来年はこの結果を踏まえ、より行政書士が市民にとって身近な存在となるよう相談者数の増加を目指したいと思います。

市民相談部 部長 松浦宏信

立川市(立川市役所1Fロビー多目的ホール)

平成28年10月11日(火) 10:00～16:00

担当相談員：大瀧、仁平、神田(里)、松浦

相談者13名16件

(相続7、不動産問題2、近隣問題2、成年後見1、社会保険1、労働保険1、クレサラ1、交通事故1)

昨年相談者9名9件

(相続3、成年後見1、交通事故1、不動産問題1)



武蔵村山市(武蔵村山市役所1Fロビー)

平成28年10月12日(水) 10:00～16:00

担当相談員：浅川、折戸、樋口、松浦

相談者5名5件

(成年後見2、家族問題1、許認可1、会社解散1)

昨年相談者10名11件

(相続9、成年後見1、その他1)



東大和市(東大和市役所敷地内東大和市産業まつり会場)

平成28年11月 5日(土) 10:00～16:00

担当相談員：西村、笹本、鈴木(祐)、松浦

相談者4名4件(相続3、成年後見1)

昨年相談者11名11件

(相続8、成年後見1、不動産問題1、離婚1件)



平成28年11月 6日(日) 9:00～15:30

担当相談員：神宮、横内、入山、松浦

相談者2名2件(相続2)

昨年相談者10名12件

(相続10、税金1、消費者問題1)



国立市(くにたち市民芸術小ホール内消費生活展会場)

平成28年11月13日(日) 10:00～15:00

担当相談員：神田(忠)、樋口、鈴木(喜)、松浦

相談者1名1件

(相続・税金1)

昨年相談者9名9件

(相続5、成年後見1、宅建1、入管1、不動産問題1)



TOPICS

支部主催研修会開催報告

『補助金申請書作成業務の勘所』

日 時 : 平成28年10月14日 (金) : 18:00~20:00
場 所 : 三多摩労働会館3F
講 師 : 行政書士・中小企業診断士・認定支援機関 柿崎誠治先生 (立川支部)

当日は、参加者29名(立川支部会員20名)にご出席を頂きました。

講師の柿崎先生には補助金申請の基礎から応用・活用に至る詳細な内容の講義を頂き、質疑応答のコーナーも含めまして、終了予定時間を過ぎてしまうほど大変充実した研修会となりました。

また、終了後の懇親会には東京都議会議員でもいらっしゃる酒井大史先生(立川支部)をはじめ15名の方にご参加を頂き、盛会の中、たくさんの情報交換も行うことができました。

次回の立川支部主催の研修会は来年の2月に予定をしております。詳細が決定致しましたら東京会会報、立川支部会員のメーリングリスト等でお知らせいたします。

今回ご参加いただけなかった会員の方も、是非ご参加くださいますようお願い致します。

研修部 部長 佐藤真一



新入会員紹介

平成28年7月以降に開業された新入会の先生方を紹介します。

皆さんの今後の活躍を期待するとともに、立川支部一同、一緒に頑張っていきたいと思います。また、研修会や厚生行事等の支部活動にも奮って参加ください。

今回は新入会の皆様の行政書士になったきっかけや、これからの抱負等をご紹介します。

氏名	事務所所在地・事務所名称	電話番号	取扱業務	登録日
鳶田 樹人	立川市曙町2-31-15 日住金ビル3階 行政書士法人山口事務所 立川支所	042-521-0888	* 相続手続き業務 * 後見業務 * 各種契約書作成 * 各種許認可	H28.8.1
私が所属する事務所は、司法書士・土地家屋調査士との合同事務所でございます。私自身は司法書士の業務に6年間携わっておりますが、行政書士業務については、未経験でございますので、先輩方にご指導頂きながら、勉強していきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。				
山本 浩行	立川市若葉町2-31-25 山本ひろ行政書士事務所	042-534-3050	* 相続 * 遺言 * 契約書作成	H28.8.1
2年ほど前に実父が急逝し、それを契機にシステムエンジニアより転身しました。相続・遺言を主な業務として、地元を中心に社会貢献ができるよう頑張ります。どうぞよろしくお願い致します。				

新入会員歓迎 研修 & 懇親会開催報告

平成28年11月21日（月）14：30より立川菊屋ビル4F会議室において新入会員向けの研修会が行われました。

大瀧支部長、内藤政連支部長の挨拶に続き、喜多村総務部長から支部組織、活動、役員の紹介がありました。研修内容は下記3講義でした。

- ①建設業関係業務について 大瀧支部長
- ②相続・遺言業務について 松浦市民相談部長
- ③行政書士が行う相談業務の心構え 坂田副支部長

休憩後、質疑応答と役員からの経験談があり、充実した研修会となりました。参加者は受講者6名、役員10名でした。

引き続き会場を変えて自由参加の懇親会が開催されました。懇親会から参加された会員、役員もあり、和やかな雰囲気の中、新入会員の疑問や不安が少なからず晴れた様子でのお開きとなりました。



TOPICS

【総務部】

ソフトボール大会に参加しました



平成28年9月19日（月・祝）、第11回本会厚生部主催のソフトボール大会が明治神宮外苑軟式球場にて行われ、立川支部・国分寺支部合同チーム（立川支部13名・国分寺支部4名）にて参加しました。

当日は時折雨が降りましたが、試合が中止されることもなく、最後まで行うことができました。以下、対戦結果をご報告いたします。

（本 戦）	立川・国分寺オモシローズ	0 - 8	港ワイルドキャッツ
（親睦試合）	立川・国分寺オモシローズ	0 - 1	まほろ市をんず町田

今回、2試合とも攻撃の際、皆さんかなり鋭いライナー性の当たりを連発しておりましたが何故かそれらがことごとく、相手外野手が数歩も動かない真正面に飛ぶ不運が続きました。

各試合、そのうちの2、3本でも抜けていれば・・・。

1点、1勝の重みをひしひしと感じながらも、全く練習していないチームとは思えないような連係プレイもあり、日頃運動不足の皆さんには、充実した一日となったのではないのでしょうか。



立川・国分寺オモシローズの当日参加メンバー

information

平成29年 新年賀詞交歓会のお知らせ

支部恒例の新年賀詞交歓会を下記のとおり開催いたします。当日は東京都行政書士会関係各位、支部関係四市市長、ご厚誼を賜っている議員、業界団体の方々をお招きし、皆様が互いの親睦を深め、且つ情報の交換や将来の展望を語り合うなど有意義なひとときを過ぎて頂けるよう計画をしております。

開催の詳細と出席申込書については別途ご案内を申し上げます。
支部会員の皆様には是非ご出席いただけますようお願い申し上げます。

開催日 平成29年 1月27日（金）
会 場 立川グランドホテル



紙媒体の『ぎょうせい立川』 配送中止に関する申込みについて

今般発行号より、配送中止のご希望のあった支部会員の先生方には紙媒体による支部報をお届けしておりません。さらに立川支部公式ウェブサイト上にアップロードされる同紙面（PDF版）のご閲覧のみで足り、紙媒体の支部報のお届けをご希望されない先生におかれましては、お手数恐縮乍、本号同封の別途用紙にてお申し込みください。

- * ご希望のご送信を頂戴した先生につきましては、総務部より確認のご連絡のうえ、次号より配送を中止致します。

申込先 FAX : 042-534-9727 （喜多村行政書士事務所 FAX）

編集後記

去る11月に立川市内の病院の敷地内で80歳代の運転者による歩行者死亡事故が発生しました。このところ、高齢ドライバーによる重大な自動車事故の報道が後をたちません。アクセルとブレーキの踏み間違いが目立ち、認知症が疑われるケースもあるようです。来年3月からは75歳以上の運転者が3年に1度の免許更新時か臨時の認知機能検査で、記憶力と判断力が低い「1分類」と判定されると、必ず医師の診断を受けなければならなくなり、その結果、認知症を発症していたら免許は取り消しか停止されるようになる見込みです。これに対し、日本老年精神医学会などは認知症を一律に運転の制限対象とするのではなく、個人の能力を適切に評価して判断するよう求めています。前述の踏み間違いなどは認知症に限らず、加齢による心身機能の衰えによるものが多いと思われます。そのような事故を減らすため、国は運転免許の自主返納を呼び掛けています。しかし65歳以上の運転免許所有者1700万人余りのうち、昨年、自主返納したのは約27万人にとどまっているそうです。過疎化が進む地方などでは車を運転できなければ暮らしていけないというのが現実です。

ますます進む高齢化社会においては高齢ドライバーが増えていくことは明らかです。そうであれば社会構造的に事故が起こらないように考えた方がよいのではないのでしょうか。通学路や繁華街では歩道と車道を完全に分離したり、自動車の構造も視界の良さや運転のしやすさを重視したり、踏み間違いを防止する誤発進抑制機能や衝突を防止する安全装置等をすべての車に義務付けるなどが考えられます。現在実走実験中の自動運転機能は過疎地での交通手段としても、安全性を高める機能開発としても注目されています。

これらのことは、高齢者に限らず、すべてのドライバーに対しての事故防止対策になることでしょう。しかし大切なのはドライバーの安全運転の意識です。これからあわただしい年の瀬を迎えます。自分も含めて車を運転する機会のあるすべての人が常に安全運転を心掛けたいものです。

（樋口）